

静岡県告示第77号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、平成29年3月30日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年2月17日

静岡県知事 川勝平太

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社富田工務店
静岡県榛原郡川根本町上長尾856番地の7
代表取締役 富田 道明
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
静岡県榛原郡川根本町下長尾字エビラサワ1998番1 外15筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ）
- 4 処理する産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず
- 5 申請年月日
平成29年1月26日
- 6 縦覧場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
静岡県中部健康福祉センター衛生環境部環境課（〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362の1）
- 7 縦覧期間及び時間
平成29年2月17日から平成29年3月16日まで
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 8 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 9 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法
持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
 - (2) 提出先
縦覧場所と同じ